



福岡県医発第2829号（地）  
令和2年2月6日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会  
会長 松田 峻一良  
(公 印 省 略)

「「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する  
Q&Aについて（廃止）」等について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局医事課長より福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて別添のとおり連絡がありました。

情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン（平成29年11月24日付福岡県医発第2188号（地））についての解説として示されていた「「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&A」（平成30年4月13日付福岡県医発第167号（地））は、今般、見直しに伴い廃止されました。

今後は、「「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aの改訂について」（令和元年12月27日付厚生労働省医政局医事課事務連絡）をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の修正点は下記のとおりです。

記

| 新                                                     | 旧                                                                                      |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| A 3 研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、…                 | A 3 <u>平成29年度及び平成30年度に</u> については、研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、…                     |
| A 13<br>4 その他、厚生労働省医政局長が求める資料<br>※上記1～4資料を郵送するにあたっては… | A 13<br><u>4 医師が確認した写真全部</u><br>5 その他、厚生労働省医政局長が求める資料<br>※上記1～ <u>5</u> 資料を郵送するにあたっては… |

(添付文書)

1 令和元年12月27日付医政発1227号第5号

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aについて（廃止）

2 令和元年12月27日付事務連絡

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aの改訂について

1医指第2043号  
令和2年1月22日

公益社団法人福岡県医師会長  
一般社団法人福岡県歯科医師会長  
公益社団法人福岡県病院協会长  
一般社団法人福岡県私設病院協会长  
一般社団法人福岡県精神科病院協会长  
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長  
一般社団法人福岡県医療法人協会长  
公益社団法人福岡県看護協会长

殿

福岡県保健医療介護部長  
(医療指導課)



「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」  
に関するQ&Aについて(廃止)」等について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記の件について、厚生労働省医政局から別添(写)のとおり通知がありましたのでお知らせし  
ます。  
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

#### 送付文書

- 1 令和元年12月27日付医政発1227第5号  
「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aについて(廃止)」
- 2 令和元年12月27日付事務連絡  
「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aについて」

各医師会通知



医政医発 1227 第 5 号

令和元年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（ 公 印 省 略 ）

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」  
に関するQ&Aについて（廃止）

情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号）について解説をお示しした「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&A」（平成 30 年 3 月 12 日付医政医発 0312 第 5 号）は、今般の見直しに伴い廃止いたします。

今後は、「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aの改訂について」（令和元年 12 月 27 日付厚生労働省医政局医事課事務連絡）においてお示した解説をご参照下さい。

その旨ご了知の上、貴管下保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に対して周知願います。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

(別記団体)

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 国立大学附属病院長会議  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 全国公私病院連盟  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
社会福祉法人 恩賜財団済生会  
日本赤十字社  
国家公務員共済組合連合会  
全国厚生農業協同組合連合会  
社会福祉法人 北海道社会事業協会  
独立行政法人 国立病院機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
日本医学会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
公益社団法人 全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本看護系学会協議会  
一般社団法人 全国在宅療養支援診療所連絡会  
法務省刑事局刑事課  
警察庁刑事局捜査第一課  
文部科学省高等教育局医学教育課

事 務 連 絡

令和元年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&Aの改訂について

情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号）の解釈として疑義が寄せられていた点等について、今般、標記Q&Aを別紙のとおりとりまとめましたので、御了知の上、貴管下保健所、保健所設置市(特別区を含む)、関係機関及び関係団体等に対して周知願います。

なお、本事務連絡の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

平成 30 年 3 月 12 日にお示しした「「情報通信機器(ICT)を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&A」からの修正点は別添参考をご参照ください。

(別記団体)

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 国立大学附属病院長会議  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 全国公私病院連盟  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
社会福祉法人 恩賜財団済生会  
日本赤十字社  
国家公務員共済組合連合会  
全国厚生農業協同組合連合会  
社会福祉法人 北海道社会事業協会  
独立行政法人 国立病院機構  
独立行政法人 労働者健康安全機構  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
国立研究開発法人 国立がん研究センター  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター  
日本医学会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
公益社団法人 全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本看護系学会協議会  
一般社団法人 全国在宅療養支援診療所連絡会  
法務省刑事局刑事課  
警察庁刑事局捜査第一課  
文部科学省高等教育局医学教育課

## 新旧対照表

## 参考

○ 「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関するQ&A（令和元年10月厚生労働省） ※下線部が改正部分。

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>Q 1～Q 3 （略）</p> <p>A 3 「法医学に関する一定の教育」とは、ガイドラインに基づいて、医師による遠隔からの死亡診断等を補助する看護師が修得すべき内容を含む研修を指す。</p> <p>研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、研修会の名称は「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下、研修会という。）とする。</p> <p>Q 4～Q 13 （略）</p> <p>A 13 （略）</p> <p>&lt;郵送すべき資料&gt;</p> <p>1 ガイドライン 様式 1（ICT を利用した死亡診断等に関する同意書）のコピー</p> <p>2 ガイドライン 様式 2（ICT を利用した死亡診断等の記録）のコピー</p> <p>3 遺族に交付した死亡診断書のコピー<br/><u>（削る）</u></p> <p><u>4</u> その他、厚生労働省医政局長が求める資料</p> <p>※ 上記 1～<u>4</u> 資料を郵送するにあたっては、患者及び家族の氏名、住所を黒塗りし、患者の個人識別ができない状態とした上で、当課から送付する「郵送用封筒」を用いて、簡易書留で郵送すること。郵送用封筒の送付先については、厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当 03-5253-1111）に電話で連絡すること。</p> | <p>Q 1～Q 3 （略）</p> <p>A 3 「法医学に関する一定の教育」とは、ガイドラインに基づいて、医師による遠隔からの死亡診断等を補助する看護師が修得すべき内容を含む研修を指す。</p> <p><u>平成 29 年度及び平成 30 年度については</u>、研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、研修会の名称は「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」（以下、研修会という。）とする。</p> <p>Q 4～Q 13 （略）</p> <p>A 13 （略）</p> <p>&lt;郵送すべき資料&gt;</p> <p>1 ガイドライン 様式 1（ICT を利用した死亡診断等に関する同意書）のコピー</p> <p>2 ガイドライン 様式 2（ICT を利用した死亡診断等の記録）のコピー</p> <p>3 遺族に交付した死亡診断書のコピー</p> <p><u>4 医師が確認した写真全部</u></p> <p><u>5</u> その他、厚生労働省医政局長が求める資料</p> <p>※ 上記 1～<u>5</u> 資料を郵送するにあたっては、患者及び家族の氏名、住所を黒塗りし、患者の個人識別ができない状態とした上で、当課から送付する「郵送用封筒」を用いて、簡易書留で郵送すること。郵送用封筒の送付先については、厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当 03-5253-1111）に電話で連絡すること。</p> |

(別紙)

Q 1 「ICT(情報通信機器)を利用した死亡診断等に関するガイドライン」(平成 29 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 1 号厚生労働省医政局長通知。以下、「ガイドライン」という。)においては、「ICT を利用した死亡診断等を実施するためには、事前に、終末期の際に積極的な治療・延命措置を行わないこと等について、ICT を利用した死亡診断等に関する同意書」(様式 1)を用いて、医師-看護師-患者及び家族間で共通の認識が得られていることが必要とされているが、家族がない患者の場合は、どのように同意を得ればよいか。

A 1 ガイドラインが、患者本人に加えて「家族」の同意も求めている趣旨は、患者の死後、ICT を利用せず、医師による直接対面での死後診察を受けさせたい等の看取りに関する家族(遺族)の感情を尊重することにある。したがって、患者に家族がない場合は、家族への同意は不要である。ただし、医師が、その旨を同意書又は診療録に記載すること。

Q 2 ガイドラインにいう「適切なセキュリティ下で文書及び画像を送受信できる体制」とは、具体的にどのような環境を指すか。

A 2 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(第 5 版)」(平成 29 年 5 月)を満たす環境を指す。

Q 3 ガイドラインにいう「法医学に関する一定の教育」とは、具体的にどのような教育のことを指すのか。

A 3 「法医学に関する一定の教育」とは、ガイドラインに基づいて、医師による遠隔からの死亡診断等を補助する看護師が修得すべき内容を含む研修を指す。

研修は、厚生労働省から委託を受けた研修主催者が開催することとし、研修会の名称は「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」(以下、研修会という。)とする。

Q 4 ガイドラインにいう「法医学に関する一定の教育を受けた看護師」とは、具体的にどのような看護師と指すか

A 4 厚生労働省医政局長が、研修会のプログラム全部を修了したこと示す書類(以下、「修了証」という)を交付した看護師を指す。

Q 5 研修会を修了したことを示す「修了証」の交付はどのように行われるか。

- A 5 研修主催者は、研修会終了後、研修計画書に記載された研修プログラム全部を修了したと認める看護師に関する情報を、厚生労働省医政局長に速やかに報告し、修了証交付申請を行うこと。その際、研修主催者は、以下に示す事項を記載した「修了証交付申請書」を、厚生労働省医政局長に提出しなければならない。

＜「修了証交付申請書」に記載すべき事項＞

- (1) 研修を終了した看護師の一覧（別紙の様式を使用すること）
- (2) 看護師が研修した事実を記録する書類
- (3) その他、厚生労働省医政局長が提出を求める書類

＜「修了証交付申請書」の郵送先＞

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当）宛

※「遠隔死亡診断等関係書類在中」と朱書きすること

Q 6 厚生労働省医政局長による研修の修了確認は、どのように行われるのか。

A 6 厚生労働省医政局長は、「修了証交付申請書」の内容に基づき、看護師が、研修プログラム全部を修了しているか等を確認し、看護師に対し「修了証」を交付する。

Q 7 看護師が、遠隔からの医師による死亡診断等を補助している際に、異状死体の可能性があるかと認めた場合は、どのように対応したらよいか。

A 7 看護師が、遠隔から死亡診断等を実施する医師に、異状死体の可能性がある旨を、直ちに報告すること。

Q 8 遺体の体表面に排泄物等が付着している場合、清拭して差し支えないか。

A 8 差し支えない。ただし、医師と連携の下、看護師が実施すること。

Q 9 患者の皮下又は血管内に点滴留置針等の医療器具が留置されている場合、医師による遠隔からの死亡確認後、当該器具を抜去しても差し支えないか。

A 9 差し支えない。ただし、医師と連携の下、看護師が実施すること。

Q 10 薬物分析を行うために、死亡した患者から、経尿道的に尿を採取したいが、差し支えないか。

A 10 差し支えない。ただし、医師と連携の下、看護師が実施すること。

Q11 看護師 1 名のみで遺体の翻転等が困難な場合、看護師が、介助者の協力を得て、遠隔からの死亡診断等の補助を行うことは差し支えないか。

A11 差し支えない。ただし、遺族のなかには、死後診察に立ち会うことにより、精神的ストレスを受ける者がいることも想定される。介助者については、死後診察の手順（遺体を着衣のない状態とし、眼瞼結膜を翻転する等、ガイドラインで規定する一連のプロセス）について十分に理解した者（医療従事者、介護従事者等）であることが望ましい。

Q12 遺族が、「医師が遠隔からの死亡診断を行っている間、ご遺体に付き添ってほしい」と強く希望しているが、差し支えないか。

A12 遺族のなかには、死後診察に立ち会うことにより、精神的ストレスを受ける者がいることも想定される。このため、当該遺族が死後診察の手順（遺体を着衣のない状態とし、眼瞼結膜を翻転する等、ガイドラインで規定する一連のプロセス）を十分に理解し、かつ医師が、当該遺族を死後診察に立ち会わせても差し支えないと判断する場合には、遺族を付き添わせても差し支えない。

Q13 ガイドラインによれば、遠隔からの死亡診断等を実施した場合は、厚生労働省に報告することとなっているが、どのような方法によるべきか。

A13 ICT を利用した死亡診断等を実施した医師が、以下の書類について、下記住所に郵送すること。

#### <郵送すべき資料>

- 1 ガイドライン 様式 1（ICT を利用した死亡診断等に関する同意書）のコピー
- 2 ガイドライン 様式 2（ICT を利用した死亡診断等の記録）のコピー
- 3 遺族に交付した死亡診断書のコピー
- 4 その他、厚生労働省医政局長が求める資料

※ 上記 1～4 資料を郵送するにあたっては、患者及び家族の氏名、住所を黒塗りし、患者の個人識別ができない状態とした上で、当課から送付する「郵送用封筒」を用いて、簡易書留で郵送すること。郵送用封筒の送付先については、厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当 03-5253-1111）に電話で連絡すること。

#### <郵送先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課（遠隔死亡診断等担当）宛

※「遠隔死亡診断等関係書類在中」と朱書きすること

(別紙) 研修を終了した看護師の一覧

|     | 終了年月日     | 氏名   | 看護師免許番号 | 勤務先(住所)※                      | 主として連携する医療機関※※           | 実地研修機関   |
|-----|-----------|------|---------|-------------------------------|--------------------------|----------|
| (例) | H30.3.15. | A山A子 | 〇〇〇〇〇〇〇 | B村小島訪問看護ステーション<br>(A県B村小島〇番地) | A県B村立診療所<br>(A県B村大島〇番〇号) | A大学法医学教室 |
| 1   |           |      |         |                               |                          |          |
| 2   |           |      |         |                               |                          |          |
| 3   |           |      |         |                               |                          |          |
| 4   |           |      |         |                               |                          |          |
| 5   |           |      |         |                               |                          |          |

(適宜、行を追加すること。)

※ 当該看護師が、医師による遠隔からの死亡診断等を補助する際に、所属する施設の名称と所在地を記載すること。

※※「主として連携する連携医療機関」については、遠隔から死亡診断を行うことが想定される医師が勤務する医療機関の所在地及び名称を記載すること。複数の医療機関と連携することが想定される場合は、全ての医療機関を記載すること。